

公布された規則のあらまし

佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則（規則第 31 号）

- 1 相談所における相談の種類を削除することとした。（第 6 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行することとした。